

写

平成24年2月16日

清須市長 加藤 静治 様

清須市総合計画審議会

会長 牧野 香三

清須市総合計画について（答申）

平成23年12月19日付け23清須企第118号で諮問のありました清須市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画基本構想の見直し及び基本計画後期計画の策定について、当審議会において慎重に調査審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本答申とともに、別添提言書の内容についても十分参考にされ、市民の目線に立った市政運営に努められるよう希望します。

基 本 構 想

I 清須市の基本理念

清須市は平成17年7月に西枇杷島町、清洲町及び新川町の合併により誕生しました。そして、平成21年10月には、春日町とも合併し、現在に至っています。2回の合併は、旧4町それぞれが単独の財政力・組織力では解決することの難しかった課題、すなわち①地方分権時代への対応、②本格的な少子・高齢社会への対応、③国・地方を通じた厳しい財政状況への対応、④防災対策を始めとする地域共通の行政課題の解決、⑤行政サービスの維持・向上、に一体的・総合的に対応し、克服するために実施されたものです。

平成21年の合併に際して、市町村の合併の特例等に関する法律第6条の規定に基づき、新市基本計画（合併市町村基本計画）が策定されており、その中ではまちづくりの基本理念を表す「安心」「快適」「創造」「責任」の4つのキーワードが掲げられており、この4つの理念を引き続き継承し、基本理念として位置づけます。また、本格的な人口減少社会を迎え都市間競争も激化が予想される中で勝ち残りを図るため、清須市に住む子どもから大人まで誰もが「元気」であることが不可欠です。元気な人のところには元気な人が集まり、さらに活気が生まれます。そのために以下の4つの基本理念に基づき、清須市ならではの歴史、風土といった地域資源を活用し、市民も訪れる人も元気になるまちづくりを目指します。

後期計画の策定にあたっては、これまでの経緯を踏まえ、こうした理念を継承し、基本理念として位置づけます。

① 安心

災害、交通事故、犯罪等から生命・財産が守られ「安心」して生活できる安全なまちづくりを目指します。

また、福祉サービスや保健医療体制を充実し、健康で「安心」して暮らせるまちづくりを目指します。

② 快適

三つの河川に代表される水のある空間を大切にし、自然と共生し、住みやすく文化的環境が整った「快適」なまちづくりを目指します。

また、広域的な交通利便性を活かし、他の地域との連携を図りながら、便利で「快適」な都市にふさわしいまちづくりを目指します。

③ 創造

新しい経済社会への転換が急速に進む中、市民や地域企業が多様な価値観のもと、元気で「創造」性豊かな活動ができるまちづくりを目指します。

また、地域の歴史や文化を大切にし、次世代を担う子どもたちの「創造」性を育むまちづくりを目指します。

そして、現在進められている地域主権改革は、地方自治体が国の庇護を脱して、自らのまちづくりを自らの発想と責任で行っていくことを求めており、国の規制や義務付けの廃止を伴うものとなっています。したがって、まちづくりの成功も失敗も、自

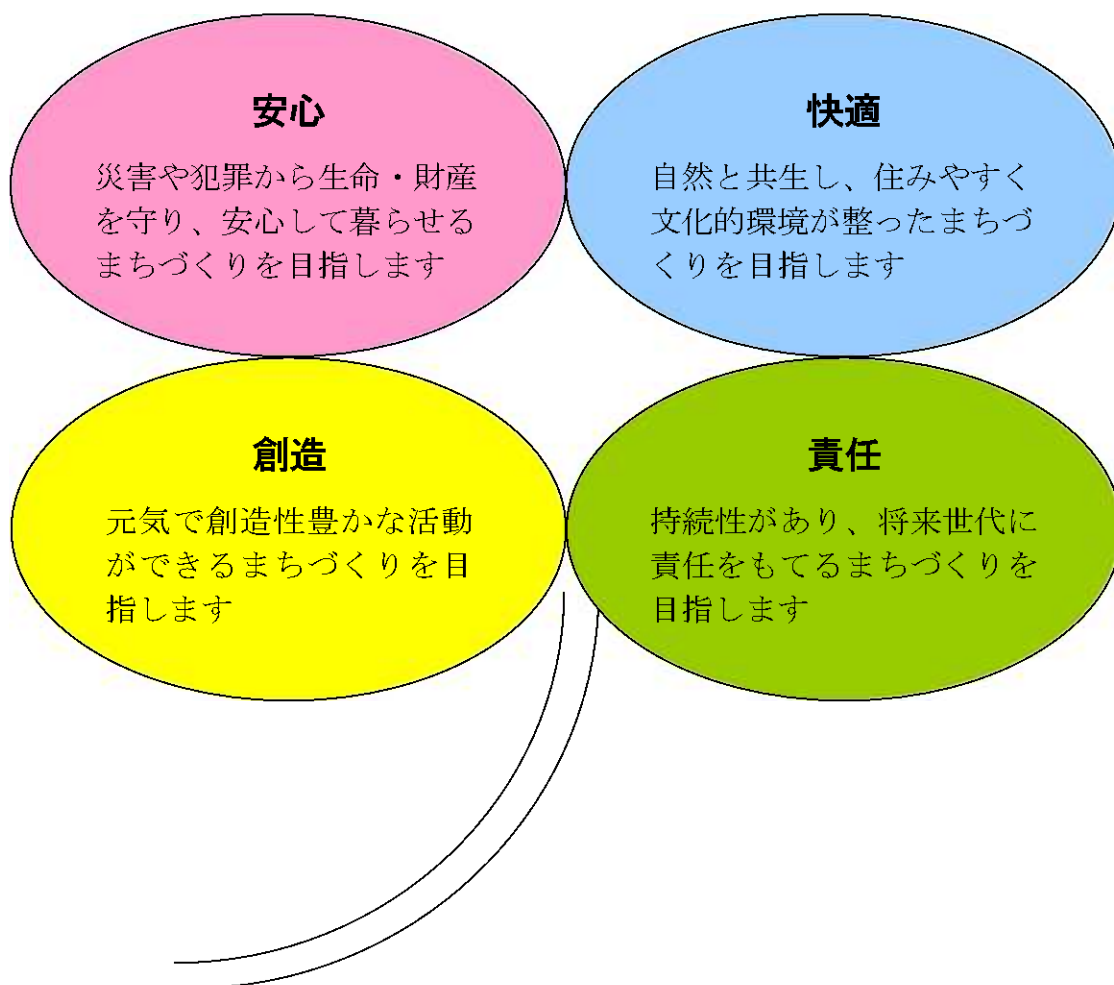
治体自身が責任を負うことになり、自らの判断と運営能力がより重要になるといえます。そのために清須市では、これまでの旧4町時代から続く行政組織と施策のありようを転換して大きな改革に着手し、行政組織とまちの持続性を確立しなければなりません。このことから「責任」を基本理念として位置づけます。

④ 責任

国と地方の財政構造改革や地域主権改革の進展を受けて、従来の行政運営を単に継承するのではなく、自らの「責任」と裁量で自らのまちづくりを担うべく、不断の改革に取り組みます。

また、将来世代に過度の負担を残さず、若い世代が将来に希望をもって暮らすことができる、持続性のあるまちづくりを目指します。

「清須市の基本理念」を表す四葉のクローバー



II 清須市の将来像

これからまちづくりを進めるための大きな目標として、清須市が将来に実現するまちの姿を明らかにして、目標の共有を図ります。

清須市のまちづくりの基本理念である「安心」「快適」「創造」「責任」をもとに、清須市の将来像を次のように設定します。

～清須市の将来像～ 水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市

清須市の将来像を描くには市ならではの個性が欠かせません。それが「水」と「歴史」です。

「水」とは、3本の川（庄内川・新川・五条川）に代表される市の特徴です。川の流れは、市に大きな恵みを与え、豊かな水辺環境を構成しています。清須市の将来を考えると、この豊かな資源を抜きに語ることはできません。一方、この川の流れは過去においてたびたび水害をもたらし、このまちと人の暮らしに大きな被害を与えてきました。水は貴重な資源であるとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災での津波被害のように、時には人知を超えた災害をもたらす原因になることを忘れず、その対応を含めて、清須市は水と共存していく必要があります。

「歴史」とは、美濃路や清洲城などの豊かな歴史的資源に代表される清須市の特徴です。歴史は清須市のアイデンティティーの源であり、市民共通の貴重な財産です。特に近年は、清須越から四百年という節目に実施した関連事業（平成22年）や大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」ゆかりの地として設置したドラマ館（平成23年）といった取組みにより、清須市の内外から多数の人が集まり、新しい元気を生み出しています。また、清須市で受け継がれてきた地域資源の重みと価値を、改めて認識する機会ともなりました。今後も地域の歴史や伝統文化を守り育てることを通じて、新しい清須市の活性化につながるのみならず、市民の協調と融合につながることを期待されます。

「安心・快適な環境都市」とは、名古屋大都市圏に位置して生活利便性が高く、かつ防災安全性や自然環境が保たれた将来の都市イメージを表しています。地球温暖化対策、生物多様性保全、低炭素社会の構築等は、地球規模の問題ですが、その実現には、地域を担う自治体の主体的な役割が不可欠です。COP10（生物多様性条約第10回締約国会議、平成22年10月）が開催された圏域にある清須市としても、広域圏での連携も図りつつ、恵まれた立地条件を活かし、積極的かつ戦略的な取組みを積み重ねることによって、自立した魅力ある都市へと飛躍・発展していくことが期待されます。

全国的に平成11年頃より取り組まれてきた「平成の大合併」も一段落を迎え、平成21年には地域主権改革に関する施策を検討する地域主権戦略会議が発足しました。これからは合併によってパワーアップを果たした市町村が、地域主権改革の追い風を

受けながら、地域経営の腕を競い合う時代が本格化します。また、東日本大震災を経て、再生可能エネルギーへの注目が高まっているだけでなく、従来、国の施策に基づき全国一律が当然とされてきたエネルギーの分野でさえ、家庭、地域単位での管理といった考え方が導入されるなど、国と地域（自治体）、まちと人との関係は、想像を超える速さとダイナミックさで変化をみせています。

清須市には古くからこのまちに暮らしている人、まちの利便性にひかれて新たに移り住んだ人など、様々な人が暮らしています。また、工場、商店など様々な企業がまちを支えています。そして、これまでは旧4町がそれぞれ独自の取組みを進めてきましたが、これからは一つの市としてまとめ、違う個性をもった市民や事業者がより深い絆を育みながら新しいまちをつくっていく必要があります。それは単にどこか一つの色に染めるといった作業ではなく、1本1本色あいの違う糸を用いて美しい織物を織りあげるように、お互いの個性を尊重しながら手を携えて実現する創造的な取組みです。

清須市は、これからも時代の潮流を敏感に捉えつつ、水と歴史という個性を活かしながら、様々な主体の協調・協力によって「真に安心して快適に暮らすことができる」都市を目指します。そしてこうした思いを込めた将来像が、「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」です。

Ⅲ 行政運営の方針

平成 23 年 5 月に国と地方の新たな関係を築く「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。地域主権改革の進展により、地域の自主性及び自立性を高めるとい改革の方向性は歓迎すべきものですが、施策立案や地域経営の巧拙がもたらす結果に対しても、重い責任が嫁せられることを意味するとともに、権限の移譲に見合った税財源の移譲も不可分な条件であるといえます。

現在、清須市の行財政は大きな転換期の真っ只中にあります。地域主権改革の流れの中で清須市が責任を負うべき事務が増加する一方、国から地方への税財源の移譲は十分とはいえ、厳しさを増す国の財政状況から、必要な事務事業に対して国から配分されるべき地方交付税や国庫支出金は、大幅な増加を期待できない状況にあります。また、少子高齢化の進展による社会保障費の増大は、国・地方自治体の財政を圧迫しており、現在、社会保障・税一体改革において社会保障制度の再検討が始まっていますが、社会保障費の増大傾向は続くものと考えられます。一方、清須市を構成する旧 4 町から引き継いだ公共施設は老朽化が進んでおり、その維持更新費用は清須市財政の大きな負担になると見込まれ、これをそのまま維持した上で、さらに合併時に想定し、現在、着手している公共下水道や駅前開発等の大規模公共事業を進めていくには、大変厳しい環境になってきたと言わざるを得ません。

現状のまま推移した場合、何も手立てを講じないと市財政は急速に厳しい状況になり、将来的には市町村の裁量拡大という大きな流れの中で、逆行行財政運営に制約を受ける可能性が高まっています。平成 21 年 4 月に地方公共団体財政健全化法が全面施行され、財政再生団体に転落するほど財政が悪化していなくても、財政健全性が一定水準を下回った場合、地方債の起債制限や予算に対する国の勧告といった大きな制約が課せられます。国が財政再建に本格的に着手し地方交付税や国庫支出金の大幅な増加を期待できない状況を勘案すると、こうした厳しい状況は、数年間辛抱すればまた元に戻るといった一過性のもものではありません。

今後ともこうした財政的に極めて厳しい状況を前提として行政運営を図っていく必要があります。このためには、経営管理機能を一層高め、行政と市民の役割分担や施策・事業への財源の重点的配分を図り、健全財政の維持に努め、引き続き計画的な行財政運営を推進していく必要があります。

これまでも、こうした考え方のもとで、財政破綻を回避し健全性を確保することを前提に、行政運営の方針を以下のように定め、「行政改革大綱・清須市集中改革プラン（平成 19 年 3 月策定、平成 22 年 3 月改訂）」及び「公共施設のあり方基本方針（平成 22 年 2 月）」を策定し、その実現を目指してきましたが、今後も、市民の理解を得ることのできる限りの努力を払いながら、この実現に取り組んでいきます。

1 計画に基づく進捗管理と改革の推進

これまでの地方自治体では、計画どおりに施策などの取組みが進まないことや、突発的に事業が実施されることがあり、行政組織の内外に混乱を起こしてきたといわれています。清須市ではこうした事態を避けるために、これからは新たな施策の実施のみならず、行財政の改革等に関しても計画（基本計画）に記載し、これを着実に実施

することを行政運営の原則とします。そして計画に記載されていない取組みを行う場合には財政に及ぼす影響を十分勘案し、大幅な影響が生じる場合には計画の見直しを行います。また、各施策・事業が適切に実施されているかを年度ごとに確認し、次年度の予算編成の参考とすることで、政策的判断を通じた施策・事業の重点化を図ります。

2 組織のスリム化

これまで清須市では、一部広域化した事業を除いて、すべて清須市が主体となり、臨時職員を含む清須市職員によって施策・事業を実施してきました。しかし、地域主権改革の進展による市町村の権限拡大、行政需要の増加により、より一層の行政運営の効率化が求められます。ボランティアやNPOと連携した新しい公共の担い手支援とともに、「清須市第二次行政改革大綱・集中改革プラン（平成24年3月策定）」に基づき、行政運営の効率化を図るため組織再編を行います。また、厳しい財政状況の中で適切な施策・事業を実施するために、市として行わなければならない施策・事業に業務を絞り込み、あわせて本庁方式への移行を進めるなど、これらの取組みを通じた効率的な行政組織の確立を目指します。

3 公共施設の利便性・効率性向上

組織の大幅なスリム化に対応して、市内に多数存在する公共施設についても、「公共施設のあり方基本方針」を策定し、統合による機能強化や民間活力の導入など、利便性や効率性の向上に向けた見直しを行い、より質の高いサービスを低コストで実現することに取り組んできました。

また、今後も、定常的な管理業務については県や周辺市町との連携による広域化・共同化を模索します。

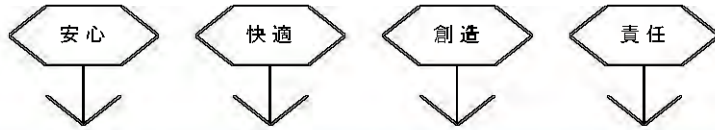
さらに、公共施設の耐震化を進めるとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用促進を図ります。

4 施策の見直し及び重点化

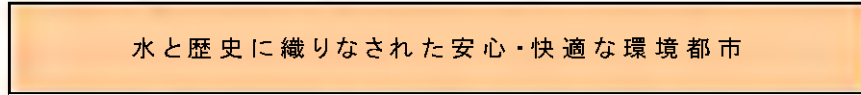
これまで清須市が実施してきた各種施策について、市民の負担と受益の関係の適正化を図ります。また、行政評価を活用しつつ、真に必要な分野に資源を重点的に配分するため、すべての施策について、引き続き、事業効果を踏まえた聖域なき見直しを行います。

将来像実現に向けた4つの行政運営方針

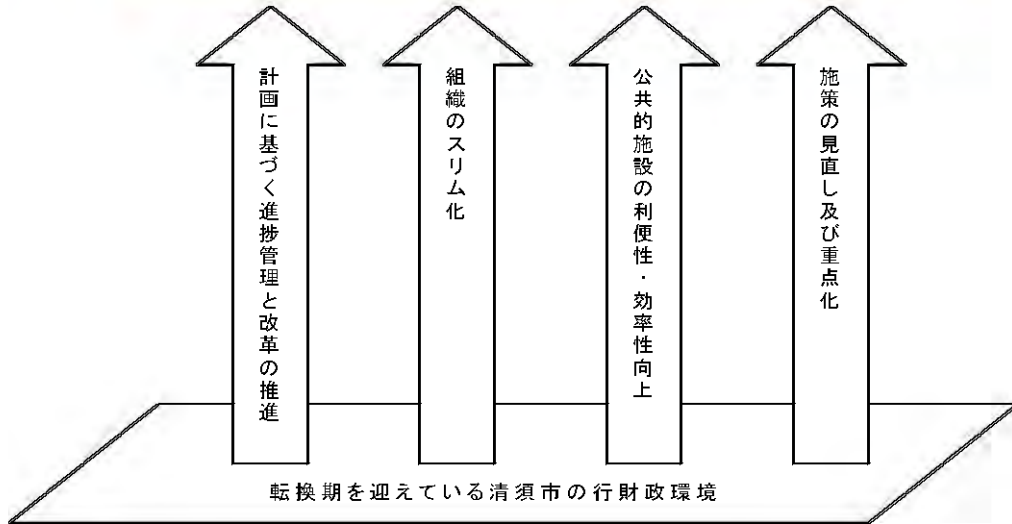
基本理念



将来像



行政運営
の方針



IV 施策の展開方向

1 将来像の実現のために

清須市の将来像を実現するために、今後市として様々な施策を展開するとともに、市民との協力のもとでまちづくりに取り組んでいきます。

市民とともにまちづくりに取り組んでいくためには、単に行政施策を分野別に列挙するのではなく、市が行う施策の多様性を整理し、どのような意図と目的をもって何に取り組んでいくのかを、市民と共有することが必要になります。

このため、施策の展開方向を大きく二つの方向にまとめて、その意図と目的を明らかにします。

2 施策の展開方向

展開方向ア：市民の暮らしを支える取組み

新しい清須市では、その個性を伸ばして発展するとともに、誰もが健康で快適に暮らすことができる地域社会をつくっていくことが求められています。健康づくりや医療・福祉による安心の提供、社会保障や自治の推進によって市民生活の基盤がしっかりしてこそ、健康で快適な暮らしが実現でき、ひいてはお互いを尊重できる共生のまちが実現します。

これらの取組みは、健康や生活に関する憂いの除去、事故・犯罪の抑止など市民生活にまつわる問題や悩み事などのマイナスを軽減するものを中心に取りまとめたものということができます。このような取組みを、「市民の暮らしを支える取組み」として整理し、マイナスの軽減といった観点で行政施策を取りまとめます。

展開方向イ：市の個性を伸ばす取組み

これからの清須市が持続性をもって発展するためには、快適な生活環境を支える都市基盤を整備するとともに、教育・歴史文化など人材育成と個性の発揮を喚起しながら産業の振興を図ることが求められます。これによって文化的にも経済的にもさらなる飛躍を図り、名古屋大都市圏にふさわしいまちをつくる必要があります。

これらの取組みは、市の文化的な個性を伸ばし、経済的な活力を高めるなど、主にプラスの増加を目指したものを中心に取りまとめたものということができます。このような取組みを、「市の個性を伸ばす取組み」として整理し、プラスの増加といった観点で行政施策を取りまとめます。

V 施策の指針

先に掲げた「IV 施策の展開方向」、「新市建設計画」及び「新市基本計画」の内容を踏まえ、施策の指針を定めます。

展開方向ア：市民の暮らしを支える取組み

1 安全・安心で自然が息づくまちづくり

清須市は平成12年9月の東海豪雨災害の経験から、基盤整備を通じた対策が極めて重要であるという貴重な教訓を得ました。今後とも河川管理の徹底と排水の適正化をはじめとする防災基盤の充実に努める必要があります、これは市の最優先の政策課題といっても過言ではありません。しかし、平成23年3月の東日本大震災では、国・地方自治体の想定していた規模を超える地震及び津波が発生したことを教訓にし、本市においても今一度、地域防災計画における風水害及び地震の想定を見直し、ソフト・ハード両面において防災基盤の整備に努めます。

これとともに、多発する犯罪から市民を守り、また自動車交通などから歩行者を守るために、防犯・交通安全の取組みが欠かせません。

さらに、上水道・下水道の充実やごみ処理体制の整備、広域的な斎苑施設の整備によって、名古屋大都市圏にふさわしい都市基盤の確立を図り、水やごみなどに関して生活の憂いがない条件を整える必要があります。このような問題意識のもとで下記の施策を推進し、これを通じて「安全・安心で自然が息づくまちづくり」に取り組みます。

(1) 河川・排水対策の充実

平成12年9月の東海豪雨災害の教訓を踏まえ、関係機関と連携して危機管理体制の充実を図るなど総合的な治水対策に取り組みます。また、大雨等による水量の急増に的確に対応できるよう、公共下水道（雨水）の計画的な整備やポンプ場の耐震化・長寿命化を実施します。あわせて、河川への流出抑制や内水氾濫による被害の軽減を図るため、雨水貯留施設を計画的に整備するとともに民間に対しても積極的に奨励していきます。

(2) 防災対策の充実

水害や発生が懸念される東海・東南海・南海地震の単独発生、あるいはこれらが連動した場合に想定される巨大地震などの災害発生時に的確な対応が取れるよう、地域防災計画に基づく防災基盤の整備や市民と連携した防災対策の充実を図ります。

(3) 防犯・交通安全対策の充実

犯罪の抑止を図るために、警察などの関係機関や市民との連携のもとで防犯対策の充実を図ります。さらに、交通事故等の発生を抑制するために、関係機関と連携し、交通安全意識の啓発に努めます。

(4) 消防・救急体制の充実

火災発生時に迅速な対応が取れるよう消防施設や車両などの充実を図るとともに、救急患者を迅速に搬送できるよう、救急体制の充実を図ります。

(5) 上水道・下水道の充実

市民が安心して飲める水を供給するために、関係機関とも連携し、上水道の充実に努めます。また、雨水の排除と生活排水を適切に処理し、快適で清潔な生活環境を実現するために下水道の計画的な整備に取り組みます。

(6) ごみ処理体制の充実

市内から発生するごみを適切に処理するため、ごみの収集から処分までのごみ処理体制の充実及びコスト削減を図ります。また、環境保全の観点からごみの発生抑止に努め、ごみの減量化や資源の再利用の促進に努めます。

(7) 斎苑施設の整備推進

広域的な連携のもと斎苑施設の整備に努めます。

2 健康で思いやりのあふれるまちづくり

今後、少子高齢化がさらに進むと社会保障や経済活動の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わってくると言われています。こうした中、子育て環境を整備し、市民一人ひとりが健康で生きがいに満ちた長寿社会を実現することが重要です。また、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい自立した生き方ができる地域づくりや介護体制を充実させる必要があります。そのためには、個人や家庭、地域、ボランティア、NPO（民間非営利組織）、企業等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力していく必要があります。

また、消費者犯罪から市民を守る取組み、青少年の健全育成に向けた取組みについても、変化の大きい現代社会にあって誰もが穏やかな日常生活を営む上で、その重要性がますます高まっています。

さらに、地域主権改革の流れの中で、自らの地域は自らの活動によって支え、まちづくりに取り組むという姿勢が求められており、自治活動・コミュニティ活動やボランティアなど行政でも企業でもない新しい公共の担い手を育てていくことの重要性が増すとともに、性差を問わずに社会参加ができる男女共同参画社会の実現も欠かすことができません。

このような中で、市民の誰もが、生涯を通じて元気で、働き、学び、楽しみ、社会に貢献することができる地域社会が形成できるよう、下記の施策を通じて「健康で思いやりのあふれるまちづくり」を推進します。

（１）医療体制・健康づくり環境の充実

市民が安心して暮らすことができるよう地域医療体制の充実に努めます。

また、各種健（検）診の充実を図り、すべての市民が、ライフステージに応じた自主的な健康づくりを推進し、健康で生きがいに満ちた長寿社会の実現を目指します。

（２）地域福祉の充実

福祉サービスを必要とする人を地域で支えあうため、社会福祉協議会による活動や、ボランティア、NPO など市民の参画と創造による地域福祉活動が活発に展開できる仕組みづくりを目指します。

（３）少子化対策・児童福祉・母子（父子）福祉の充実

子どもが健やかに育ち、子育てに夢がもてるよう、ニーズに応じた保育サービスの充実や出産・子育てに関する相談支援体制の充実に努め、子育てに対する経済的負担の軽減を目指します。

また、母子（父子）家庭の日常生活や母子家庭の母の就労を支援し、総合的に自立促進を図ります。

（４）障害者（児）福祉の充実

障害の早期発見に努め、障害の予防、軽減を図るとともに、障害者（児）がもてる能力を最大限に発揮して自立し、社会の一員として生き生きと活動できるように、地域福祉活動の推進、就業の促進、福祉施策の充実等を図ります。

(5) 高齢者福祉の充実

高齢者が、健康保持とあいまって介護予防等の取組みを総合的に行うことにより、住み慣れた地域において、生き生きとした生活が送れることを目指します。一方、介護を必要とする高齢者には、安心して日常生活が営めるよう、良質で安心できる介護サービスを提供します。

また、元気な高齢者が、趣味、スポーツ、学習、ボランティア等様々な活動に参加し、生き生きと活躍できる、高齢者の知恵と経験が地域に反映できる仕組みづくりに努めます。

(6) 社会保障の機能強化

生活の維持が困難になった人に対して、相談体制の充実など自立を支援するための取組みを進めます。

また、疾病、老後などに不安をもたないように、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度などに対する一層の啓発と制度の適正な運用を図ります。

(7) 青少年の健全育成

青少年の非行を抑止するために、家庭・地域・学校の連携のもとで啓発・補導活動を強化し、相談体制の整備を図ります。あわせてサークル活動やボランティアなど青少年の活動を支援し、主体的に社会とのかかわる青少年の育成を目指します。

(8) 消費者利益の擁護・増進

高度化・悪質化する消費者トラブルから消費者の利益を守るため、相談事業の充実と啓発活動の強化を図ります。

(9) 自治・コミュニティ活動の振興

地域の問題を地域自らが解決する体制をつくるために、ブロック制等による地域力の向上及び円滑な運用を支援します。

(10) ボランティア・NPO 活動の振興

地域活動の担い手の多様化に対応して、ボランティアやNPOの活動を支援し、市民・行政との連携強化を図ります。

(11) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画プラン（平成21年3月）」に基づき、職場や地域、家庭における意識改革と参画の仕組みづくりを促進します。

3 水と緑に恵まれうるおいのあるまちづくり

清須市の貴重な資源である河川や緑地を活かして、水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、農地の有効活用、地産地消・食育の推進を通じて、農業を活かしたまちづくりを進めます。

さらに、資源循環型のまちづくりを進め、環境への負荷抑制を図り、水と緑に恵まれうるおいのあるまちを目指します。

水質の改善や悪臭の問題については、愛知県や周辺自治体と連携し、環境保全の取組み強化に努めます。

水と緑に恵まれ、うるおいのあるまちづくりを進めるため、庄内川、新川及び五条川の水辺空間の整備、拡充と同時に、市の花、市の木を生かした緑化推進、環境負荷の軽減に努めます。

(1) 環境保全・資源循環型まちづくりの推進

自然環境を美しく保ち、ごみなどの不法投棄物のないまちをつくるため、循環型のまちづくりを進めるとともに、公害監視体制の充実に取り組めます。

(2) 公園・緑地の充実

市民の憩いの場を確保するために、街区公園や河川周辺における緑地の整備に取り組めます。また市民が気軽にスポーツや健康づくりに取り組めるよう、運動施設の適切な維持管理に努めるとともに、河川敷や堤防道路の有効活用を図ります。

(3) 水と緑のネットワークの形成

水辺空間を安らぎや自然とのふれあいの場として活用できるよう、環境美化活動に取り組むとともに、庄内川、新川及び五条川を中心とした市内主要河川における河川沿い歩道の整備、管理及び活用に取り組めます。

(4) 都市近郊農業の振興

農業の生産性向上等を図るため、生産農家を支援するとともに、農業を活かしたまちづくりの推進のため、特産物づくりの支援や市民のためのレジャー農園の管理に取り組めます。また、食育に関する施策を推進するとともに、伝統野菜を活用した食文化の伝承に取り組めます。さらに、水害防止を図るため土地改良や用排水路等の整備に取り組めます。

4 便利で快適に暮らせるまちづくり

清須市は、密集した市街地が多く、日常生活の中で市内にゆとりの場を求めることは必ずしも容易ではありません。

市街地についても、狭い道路や小規模な建築物の密集する地区が多く、防災面やゆとりある快適な暮らしの実現という観点から多くの課題があり、市街地の整備や都市景観の整備に向けた取組みが求められています。

さらに、市内の交通網についても幹線道路を含めて交通量に見合った幅員や車線数が確保できず、道路混雑を招くケースが多発しています。特に近年は、名古屋市を中心とする中部圏の産業活動が活発になっていることから、交通量はますます増加することが見込まれています。

また、流通機能の変化、都市構造の変化及び昨今の不況の影響等により、徒歩圏内にあった店舗が閉店することで、日常の買い物等が困難になる「買い物弱者」の増加という、新たな行政課題も発生しています。

清須市は名古屋市に隣接する大都市圏の一翼を担う都市であり、これにふさわしいゆとりと利便性をもった都市基盤の整備は、ますます大きな課題となっています。

このような問題意識のもとで、市民と事業者にとって高い利便性と快適性をもったまちをつくるために下記の施策を推進し、これを通じて「便利で快適に暮らせるまちづくり」を推進します。

(1) 市街地整備の推進

市内に拠点となる都市空間をつくり、清須市の活性化に貢献することを目指して、公共交通の利便性が高い鉄道駅における魅力的な空間整備を行います。また、居住環境や防災等の安全性の高いまちを形成するために、区画整理をはじめ、適切な手法による市街地整備を推進します。

(2) 都市景観整備の推進

都市の快適性を高める良好な景観の形成を図りながら、まちの個性を創るとともに、美しい都市景観を生み出すために適切な指導と規制に努めます。

(3) 道路・橋りょうの充実

現状で混雑が激しい広域幹線道路や地域内幹線道路を中心に、国や県と連携して道路網の整備に努めます。あわせて安全でスムーズな通行ができるよう、鉄道や河川、他の道路との交差や道路改良を継続的に実施します。

また、歩行者や自転車が安心して通行できるよう、暮らしに密着した生活道路の整備を行うとともに、段差解消など安全で快適な歩行空間の創出を進めます。

(4) 公共交通の充実

市民が自家用車に依存せず容易に移動ができるよう、鉄道以外にも市民が利用しやすい「足」の確保に努めます。

5 歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり

新しい清須市の明日を切り開いていくために、若い人材の育成はきわめて重要です。近年は豊かな人間性を育むこととともに、基礎的学力の定着も重要な課題となっており、これを両立した取組みが求められています。また、若い人材の育成のみならず、地域の文化を守り育てる生涯学習の推進とスポーツの振興などの取組みがまちづくりの中で重要な要素となっています。こうした取組みは市民主導で行うことができるものが多いのですが、市としてもできる限りの支援を行っていくことが求められています。

また、清須市は美濃路や清洲城などに代表される歴史資源をもつまちであり、これを守り育て、活用するまちづくりを推進することによって、清須市民共通の財産となり、市民の一体感の醸成に大いに寄与することが期待されます。さらに地域や国の枠を超えた交流の進展によって、広い視野でものごとを考えるきっかけとなり、人材育成に寄与することが期待されます。

このような問題意識のもとで、下記の施策を推進し、これを通じて「歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり」を推進します。

(1) 学校教育の充実

児童・生徒の学力向上を図るとともに、心豊かで「生きる力」をもった児童・生徒の育成を目指して、地域の人材の協力を得て地域資源を活用するなど、清須市ならではの学校教育を推進します。また、食物アレルギーへの対応や地産地消を通じた食育の拠点として給食センターを整備します。

(2) 生涯学習の充実

あらゆる世代の人が気軽に学習に取り組めるよう、新たに図書館を整備・運営するとともに清洲市民センターや公民館を生涯学習の拠点として活用するほか、市民の自主的なグループ活動を支援します。

(3) 文化・芸術活動の振興

市内各地域に受け継がれてきた文化・芸術を守るために、担い手の確保や伝統芸能・祭りなどの保全・継承を支援します。また、文化芸術を振興するため、文化・芸術活動を支援していきます。また、文化の拠点として図書館・美術館・都市公園で構成する夢広場はるひを整備します。

(4) 文化財保護の推進

地域の歴史的資源を後世に継承するために、市内の貴重な文化財を保護するほか、市内外にPRします。また、図書館内に歴史資料展示室を整備します。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の振興

市民の誰もが健康づくりに取り組めるよう、生涯スポーツ・レクリエーションの推進に努めるとともに、市民の自主的・組織的な活動やスポーツ・レクリエーションイベントを支援します。

(6) 地域間・国際交流の振興

市民が他地域や海外の歴史文化に触れる機会を増やし、広い視野や国際的感覚をもった人材の育成に努めます。

6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり

清須市は、食品や電機器具などの製造業の拠点として発展してきました。経済のグローバル化に伴いこれらの企業が工場を移転するなど、本市にとって厳しい要素もありますが、製造業には引き続き市の経済を牽引する役割が期待されています。商業については名古屋大都市圏に位置するという恵まれた条件を活かした商業施設が立地するなど、新たな展開が期待されています。また、美濃路や清洲城などの歴史資源を活かした観光の振興により、清須市への来訪者の増加が期待されます。そして、これらの活動により清須市内に安定した就労の場が確保され、若年層から高齢者までの就労機会の提供に重要な役割を果たすものと期待されます。

このような問題意識のもとで、清須市の経済的な活性化を目指して、下記の施策を推進し、これを通じて「創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり」を推進します。

(1) 商業・工業の振興

商業・工業の経営基盤強化への取組みを支援します。

また、にぎわいと地域のふれあいを大切にした商業環境づくりを促進するとともに、広域幹線道路の交通利便性と職住近接のメリットを活かした工業環境づくりを促進します。

(2) 観光の振興

美濃路や清洲城などの歴史的資源を活用し、市内外からの交流の機会の提供に努めます。

7 新しい時代に対応した、参加と交流のまちづくり（市民参加と行政運営）

清須市は合併に伴う行政体制の再編を進めていますが、組織規模が同規模の都市と同じ水準となり執行体制が安定的になるには、より一層の努力が欠かせません。

清須市は愛知県内の同規模の都市と比較しても公共施設の数が多く、効率性の面で課題が大きいことから、公共施設の適正配置の指針となる「公共施設のあり方基本方針」を策定し、公共施設の統廃合に取り組む中、引き続き、市民サービスの質を落とさずに公共施設の維持管理にかかるコストをいかに抑えるかについて、市民とともに知恵を絞る必要があります。

また、清須市の財政状況は少子高齢化に伴う社会保障費の増加により、今後急速に悪化することが予想されており、今後大きな歳出カットが求められる可能性が高い状況にあります。行政体制の整備と並んで、長期的な持続性を確立するよう、歳入・歳出の両面から財政構造を見直す更なる取組みが求められています。

（1）市民参加の推進

行政が施策を検討し計画を策定する際には、市民の意見を取り入れることを原則として市民参加の機会を確保するように努めるとともに、施策の進捗や成果に関する情報提供を行い、市民と連携してまちづくりを進めるよう努めます。また、市民の意向要望を施策に的確に反映できるよう、広聴機能の充実を図り、市民と行政の双方向の情報交換を行うよう努めます。

増え続ける行政需要に対応する新たな公共の担い手としてのNPOやボランティアの活動支援に努め、市民協働の取組みを推進します。

（2）電子自治体の推進

市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、個人情報保護の観点からセキュリティ対策に配慮しながら、電子自治体の構築を進めます。また、すべての市民がICTの利便性を享受できるよう、地域情報化を推進します。

（3）行政運営の合理化

「第二次行政改革大綱・集中改革プラン」及び「公共施設のあり方基本方針」に基づき、行政組織のスリム化と公共施設運営のあり方の見直しを進め、過度の歳出を抑制するとともに、公共料金の見直しなどを通じて歳入の適正な確保を図り、市の財政の長期的な持続性を担保します。

あわせて、地域主権改革に対応して市の責任で行う業務が増加することを踏まえ、市職員の人材育成など、適正な人材管理を進めるとともに業務の見直しを行い、弾力的で機動的な行政運営を行います。

総合計画の施策体系

将来像	施策の 展開方向	施策の指針	施策項目
水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市	ア 市民の暮らしを支える取組み	1 安全・安心で自然が息づくまちづくり	101 河川・排水対策の充実
			102 防災対策の充実
			103 防犯・交通安全対策の充実
			104 消防・救急体制の充実
			105 上水道・下水道の充実
			106 ごみ処理体制の充実
			107 斎苑施設の整備推進
		2 健康で思いやりのあふれるまちづくり	201 医療体制・健康づくり環境の充実
			202 地域福祉の充実
			203 少子化対策・児童福祉・母子(父子)福祉の充実
			204 障害者(児)福祉の充実
			205 高齢者福祉の充実
			206 社会保障の機能強化
			207 青少年の健全育成
	208 消費者利益の擁護・増進		
	209 自治・コミュニティ活動の振興		
	210 ボランティア・NPO活動の振興		
	211 男女共同参画社会の推進		
	イ 市の個性を伸ばす取組み	3 水と緑に恵まれうるおいのあるまちづくり	301 環境の保全・資源循環型まちづくりの推進
			302 公園・緑地の充実
			303 水と緑のネットワークの形成
			304 都市近郊農業の振興
		4 便利で快適に暮らせるまちづくり	401 市街地整備の推進
			402 都市景観整備の推進
			403 道路・橋りょうの充実
			404 公共交通の充実
		5 歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり	501 学校教育の充実
			502 生涯学習の充実
			503 文化・芸術活動の振興
			504 文化財保護の推進
505 スポーツ・レクリエーション活動の振興			
506 地域間・国際交流の振興			
6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり		601 商業・工業の振興	
	602 観光の振興		
7 新しい時代に対応した、参加と交流のまちづくり (市民参加と行政運営)	701 市民参加の推進		
	702 電子自治体の推進		
	703 行政運営の合理化		

基本計画

II 土地利用方針

清須市では、工業地区と住宅地区、さらに農用地が混在していますが、将来的な用途純化を基本として、広域的な交通利便性とゆとりある土地空間の有効活用を図り、職・住・レクリエーションの空間が共存する地域として整備する必要があります。

このため、JR 枇杷島駅、名鉄新清洲駅・須ヶ口駅を中心とする地域を商業等の機能が集積する交流拠点とします。

また、都市化が進む中で貴重な緑地を守るため「都市緑地・農地ゾーン」を設定するとともに、市内を流れる庄内川、新川及び五条川の流域を市民が憩う水辺空間として整備し、清洲城や美濃路などの歴史資源及び五条川沿いの文化芸術施設などを活用し、市民が安らぎと知的な充足感を感じることができる「憩いの水辺保全・活用ゾーン」を設定します。これらの地域資源を活用するために、「地域資源（歴史・水辺）活用軸」で結び、地域の文化的な向上を目指します。

各ゾーンを「広域幹線交通軸」と「地区内連絡幹線道路」で連結することにより、市内全域の均衡な発展と広域的な交流・連携を図り、清須市の一体感をより高めていきます。

今後、都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するとともに、「広域幹線交通軸」に産業等の機能集積を図るなど、その土地のポテンシャルを活かしたまちづくりを進め、市全体として大都市近郊にふさわしい活力向上を目指します。



Ⅲ 施策の概要

この「施策の概要」では、清須市が今後5年間に取り組むべき主な施策・事業を以下の考え方に基づいて列挙しています。

① 主な施策・事業の位置づけ

国の行財政改革に伴い、地方自治体の財政はかつてない大きな変化に見舞われています。「地域主権改革」が進展しつつある中で、地方自治体の権限が強化されるとともに、自ら行うべき施策・事業に見合う財源は、原則として自らの税収で賄うことが求められています。このことは、地方自治体が、これまでのように国の補助金や交付金などに多くを頼った行財政運営をできなくなることを意味しています。そして、この計画の中で再三述べているように、清須市の財政状況についても、これから大変厳しい局面を迎えることが予想されます。

一方、社会情勢が大きく変化する中で、市として対応を求められる課題はますます増加しており、また、市制施行や合併に伴う新たな課題も生じています。

こうした中では、大幅な施策・事業の見直しが避けられない状況であり、大胆かつ多角的に改革を進めていく必要があります。

市としては、「施策の概要」に記載した主な施策・事業の実施に全力を挙げながら、その実施手法や実施主体について行政改革の中で随時見直しを図るとともに、毎年度の予算編成において、財政的な持続性を損なうことがないように、適切な事業採択を図っていきます。

② 広域的事業の取扱い

市として対応を求められる課題の中には、事業費が多額となるため清須市単独ではなかなか進捗を図ることが難しいものや、近隣市町と共同して広域的な取組みを図らないと期待どおりの成果を得られないものがあります。

例えば、下水道（汚水）の整備は、河川の水質保全と生活環境の改善を図るために必要不可欠な事業ですが、清須市の市域全体（市街化区域）にわたって整備するためには、およそ750億円もの多額の事業費を必要とし、清須市単独の取組みでは、到底、進捗を図ることができません。このため、流域下水道としての位置づけを得て、愛知県・北名古屋市とともに共同で整備を進めることとしています。

また、平成12年9月の東海豪雨災害のような大きな水害が再び発生しないように、河川整備をはじめとする治水対策を進める必要がありますが、これには河川管理者である国や県の協力はもちろんのこと、上流から下流までの流域市町の協力が必要不可欠となってきます。河川の水位が地盤の高さより高くなると自然排水が困難となるため、ポンプ場を整備して強制的に河川に排水していますが、河川の水位が大きく上昇し堤防が危険な状態になったときにもポンプを運転し続けると、さらに水位が上昇して堤防から水があふれ、最終的には破堤という大惨事を招いてしまいます。このため市域での安全を確保するためには、流域市町において排水調整を実施するとともに、計画的に雨水貯留施設等の整備を進めていく必要があります。

こうした事情から、これら広域的に取り組む必要がある事業については、清須市の裁量のみでその実施の可否や規模・時期等を決定できないことから、市としては、多額の事業費を要する都市基盤整備事業を中心として、国や県からのより一層の支

援を求めつつ、広域での密接な協力関係のもとに、財政的な持続性を損なうことがないように注意を払いながら、事業の進捗を図っていきます。

これらの広域的事業については、「施策の概要」の中で通常市が行う事業とは別に「広域的事業」として掲載しています。

③ 個別計画との関係

各事業分野における取組みを着実に実施していくために、それぞれの分野の実情に応じて、その具体的な取組内容を記載した個別計画を定める場合があります。個別計画には、法令等により市に策定義務が課せられているもののほか、清須市独自の判断によって策定しているものがあります。

平成24年3月現在、清須市における個別計画の策定状況は次頁の表のようになっています。

総合計画は個別計画の最上位に位置するものであり、個別計画はこの総合計画に記載された「施策の指針」や「施策の概要」の内容を踏まえ、その実現を図るためのより具体的・詳細な内容について定めたものということができます。

④ 施策・事業の列举方法について

施策・事業を「●」、施策・事業ではないが市として意識していく事柄を「◆」で示しています。

また、「●」に掲げた施策・事業名と予算上の名称が異なる事業もありますが予算上の名称は毎年度作成する「主要施策の概要」を参照してください。

清須市における個別計画の策定状況（時点：平成24年4月1日）

施策の指針	計画名	策定年月	計画期間	計画の数値目標	備 考
1 安全・安心で自然が息づくまちづくり	地域防災計画	平成21年3月	—	—	【防災行政課】 ○災害対策基本法
	国民保護計画	平成19年3月	—	—	【防災行政課】 ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	耐震改修促進計画	平成20年1月	平成20年度～平成27年度	平成27年度末までに住宅の耐震化率を90%とする	【防災行政課】 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律
	一般廃棄物処理基本計画	平成23年4月	平成23年度～平成27年度	5年間に1人1日当たり30gを減量目標とする	【生活環境課】 ○廃物の処理及び清掃に関する法律
	分別収集計画	平成23年4月	平成23年度～平成27年度	—	【生活環境課】 ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
	災害廃棄物処理計画		策 定 中		【生活環境課】 ○災害廃棄物対策指針及び水害廃棄物対策指針
	公共下水道全体基本計画	平成18年3月 (平成22年3月)	平成18年度～平成37年度	—	【上下水道課】 ○名古屋湾海域等流域別下水道整備総合計画（愛知県策定）
2 健康で思いやりのあふれるまちづくり	特定健康診査等実施計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度	平成27年度末までにメタボリックシンドロームの該当者・予備軍を25%減少する	【保険年金課】
	食育推進計画	平成21年3月	平成21年度～平成25年度	平成25年度までに食育/ランチタイムを知っている割合を70%以上にするなど3項目を設定	【産業課】 ○食育基本法
	障害者基本計画	平成24年3月	平成24年度～平成28年度	—	【社会福祉課】 ○障害者基本法 ○障害者自立支援法
	障害福祉計画	平成24年3月	平成24年度～平成26年度	平成26年度末までに福祉施設入所者の地域生活への移行者数を2人にするなど3項目を設定	【社会福祉課】 ○障害者基本法 ○障害者自立支援法
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成24年3月	平成24年度～平成26年度	—	【高齢福祉課】 ○老人福祉法 ○介護保険法
	公立保育所・幼稚園整備ガイドライン	平成23年3月	—	—	【子育て支援課】
	次世代育成支援行動計画	平成22年3月	平成22年度～平成26年度	平成26年度末までに病後児保育の実施が所を2か所にするなど6項目を設定	【子育て支援課】 ○次世代育成支援対策推進法
	幼児教育プラン	平成20年3月	平成20年度～平成26年度	—	【子育て支援課】
	健康日本21 清須計画	平成23年3月	平成23年度～平成26年度	平成26年度までに朝食を欠食する人の減少を15%以下にするなど12項目を設定	【健康推進課】 ○健康増進法
	男女共同参画プラン	平成21年3月	平成21年度～平成30年度	—	【生涯学習課】 ○男女共同参画社会基本法
	3 水と緑に恵まれるうるおいのあるまちづくり	地球温暖化防止実行計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度	温室効果ガス排出量を平成18年度を基準として6%削減
緑の基本計画		平成23年3月	平成23年度～平成40年度	平成40年における緑地確保目標を将来市地地面積に対し概ね65%とするなど3項目を設定	【都市計画課】 ○都市緑地保全法
4 便利で快適に暮らせるまちづくり	都市計画マスタープラン	平成21年3月	平成21年度～平成30年度	—	【都市計画課】 ○都市計画法
	都市再生整備計画		策 定 中		【地域開発課】 ○都市再生特別措置法
5 歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり	生涯学習推進計画		策 定 中		【生涯学習課】
7 新しい時代に対応できるまちづくり（市民参加と行政運営）	行政情報化基本計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度	—	【企画政策課】 ○IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針
	定員適正化計画	平成22年2月	平成22年度～平成26年度	平成26年度までに職員数を23人削減（△4.8%）する	【人事秘書課】
	行政改革大綱・集中改革プラン	平成24年3月	平成24年度～平成28年度※	—	【企画政策課】 ※集中改革プランの計画期間については、平成26年度までの3年度間
	公共施設のあり方基本方針	平成22年2月	平成22年度～平成28年度	—	【企画政策課】

ア：市民の暮らしを支える取組み

1 安全・安心で自然が息づくまちづくり

ア 1 101 河川・排水対策の充実

- 大雨等による水害に備え、市街地への浸水を抑止するために、雨水貯留施設の整備と適切な維持管理に取り組みます。
 - 貯留池ポンプ管理事業 土木課
 - 新川流域総合治水対策事業【広域的事業（国・県・流域市町）】 ”
 - 雨水浸透ます・貯留槽設置補助事業 都市計画課
- 市街地における雨水等を適切に河川へ放流するために、都市下水路やポンプ場の整備と適切な維持管理に取り組みます。
 - 都市下水路等維持管理事業 上下水道課
 - 公共下水道（雨水）整備事業 ”
- 地域に配慮しながら、水害に強い安全な河川づくりの促進に取り組みます。
 - 河川改修促進事業（特定構造物改築事業等）【広域的事業（国・県）】 地域開発課

ア 1 102 防災対策の充実

- 災害時の住宅の損壊を抑止するために、住宅の耐震能力強化に向けた支援に取り組みます。
 - 住宅耐震診断補助事業 防災行政課
 - 住宅耐震改修補助事業 ”
- 災害発生時に適切な連絡と情報収集を行い迅速な活動が行えるよう、防災無線の適切な維持に取り組みます。
 - 防災行政無線管理事業 防災行政課
- 市民と一体となって災害発生時の被害を抑止するために、自主防災活動などに対する支援に取り組みます。
 - 水防対策事業 防災行政課
 - 地震・洪水ハザードマップ作成事業 ”
 - 耐震改修促進計画策定事業 ”
 - 防災訓練事業 ”

- 自主防災活動支援事業 //
- 災害対策事業 //
- 新川ふれあい防災センター管理事業 //
- 庄内川水防センター管理事業 都市計画課
- 防災拠点施設改修事業 防災行政課
- 災害時要援護者登録台帳作成事業 社会福祉課

ア 1 103 防犯・交通安全対策の充実

防犯

- 市民とともに犯罪の発生を抑止するために、各種団体等への防犯活動支援に取り組みます。
 - 防犯協会等補助事業 防災行政課
- 通学路の安全確保や夜間等の犯罪の発生を抑止するために、街路灯（防犯灯）の整備に取り組みます。
 - 街路灯管理事業 土木課
 - 街路灯整備事業 //

交通安全

- 通学時における児童生徒の交通安全を徹底するために、通学路などにおける街頭活動に取り組みます。
 - 交通安全運動事業 防災行政課
 - 通学路交通安全推進事業 //
- 交通事故防止に対する市民の交通安全意識の高揚を図るために、各種団体等への交通安全活動支援に取り組みます。
 - 交通安全補助事業 防災行政課
- 鉄道駅周辺等における歩行者通行の安全を確保するために、放置自転車対策に取り組みます。
 - 放置自転車等対策事業 防災行政課
- 相互共済制度により交通事故で被災した人々を経済的に支援するために、交通災害共済の適切な運営に取り組みます。
 - 交通災害共済事業 防災行政課

ア 1 104 消防・救急体制の充実

- 火災発生時における被害の拡大抑止のために、広域的な連携により常備消防力・救急機能の充実に取り組みます。
 - 西春日井広域事務組合負担金【広域的事業（一部事務）】 防災行政課

組合)】

- 地域社会における火災や災害への初期対応能力を維持するために、消防団と団員への支援を行うなど、非常備消防力の維持に取り組みます。
 - 消防団活動支援事業 防災行政課
 - 消防団員退職報償事業 //
 - 消防団員福利厚生助成事業 //
 - 消防車両整備事業 //
 - 消防施設管理事業 //

ア 1 105 上水道・下水道の充実

上水道

- 上水道の安定供給を図るために、広域的な連携により水源施設や水道管などの適正な整備・管理に取り組みます。
 - 清須市水道事業（清須市給水区域） 上下水道課
 - 名古屋市上下水道局水源施設負担金（名古屋市上下水道局給水区域）【広域的事業（名古屋市）】 //

下水道

- 地域社会における生活環境を向上させ、さらに快適なものにするため、下水道（汚水）の整備と維持に取り組みます。
 - 下水道事業特別会計繰出金（流域下水道、公共下水道・汚水）【広域的事業（県・北名古屋市）】 上下水道課
- 大雨発生時の浸水を防ぎ、水害発生時の被害を抑止するために、下水道（雨水）の整備と維持に取り組みます。
 - 下水道事業特別会計繰出金（公共下水道・雨水） 上下水道課

ア 1 106 ごみ処理体制の充実

廃棄物処理

- 市内のごみを適切に処理するため、コスト削減に努めながらごみの収集処理に取り組みます。
 - 死獣処理委託事業 生活環境課
 - ごみ収集処理委託事業 //
- ごみの排出量を減らし、資源として有効活用するために、紙やびん・かん・ペットボトル等の資源回収を行うほか、生ごみ処理の支援に取り組みます。

- 町内分別収集報奨事業 生活環境課
- 古紙、布及びアルミ缶回収報奨金交付事業 〃
- 資源回収委託事業 〃
- 家庭用生ごみ処理機等購入補助事業 〃

し尿処理

□ 下水道未設地区における生活環境を保全するために、適切なし尿処理を行うとともに、広域的な連携によりし尿処理施設の適切な運営に取り組みます。

- し尿処理委託事業 生活環境課
- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務合理化事業 生活環境課・下水道課
- 家庭用浄化槽清掃補助事業 〃
- 五条広域事務組合負担金（し尿処理施設）【広域的事業（一部事務組合）】 〃

ア	1	107 斎苑施設の整備推進
----------	----------	----------------------

□ 市民が至近な場所で葬儀等を営めるよう、広域的な連携により斎苑施設の整備に取り組みます。

- 五条広域事務組合負担金（斎苑施設整備）【広域的事業（一部事務組合）】 生活環境課

ア：市民の暮らしを支える取組み

2 健康で思いやりのあふれるまちづくり

ア 2 201 医療体制・健康づくり環境の充実

医療体制

□ いざという時に適切な医療が即座に受けられるよう、広域的な救急医療体制の確立に取り組みます。

- 外科・歯科在宅当番医制負担金【広域的事業（北名古屋市・豊山町）】 健康推進課
- 広域二次救急医療体制等負担金【広域的事業（尾張西北部広域救急二次医療圏構成市町）】 //

健康づくり環境

□ 生活習慣病の予防、早期発見・治療のための市民の自主的な取組みを喚起するため、各種健（検）診の実施に取り組みます。

- 若年者健康診査事業 健康推進課
- 骨粗しょう症検診事業 //
- がん検診事業 //
- 成人歯科保健事業 //
- 特定健康診査事業（清須市国民健康保険加入者） 保険年金課

□ 市民が健康づくりを考える機会を提供するために、広報紙等を通じた啓発を行うほか、健康教育や健康相談に取り組みます。

- 保健センター事業 健康推進課
- 健康手帳交付事業 //
- 成人健康教育事業 //
- 成人健康相談事業 //
- 栄養改善事業 //
- 精神保健事業 //
- 特定保健指導事業（清須市国民健康保険加入者） 保険年金課

□ 感染症等を予防しその拡散を抑止するために、予防接種などの保健事業に取り組みます。

- 結核予防事業 健康推進課
- 予防接種事業 //
- 高齢者インフルエンザ予防接種事業 //
- 高齢者肺炎球菌予防接種事業 //

- 子宮頸がん予防ワクチン接種事業 //
- ヒブワクチン接種事業 //
- 小児用 肺炎球菌ワクチン接種事業 //
- 狂犬病予防事業 //

ア 2 202 地域福祉の充実

□ 地域の助け合いのネットワークを確立するため、地域で活動する民生委員・児童委員や人権擁護委員等との情報交換に努めるとともに、社会福祉協議会等の関係団体との連携に取り組めます。

- 民生委員・児童委員活動支援事業 社会福祉課
- 人権擁護委員活動支援事業 //
- 社会福祉協議会運営費等補助事業 //

□ 市民や各種団体の地域福祉活動が円滑に行えるよう、清洲総合福祉センター、西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）など各種福祉施設の適切な運営と管理に取り組めます。

- 清洲総合福祉センター管理事業 社会福祉課
- 新川ふれあいセンター管理事業 //
- 西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）管理事業 生涯学習課

ア 2 203 少子化対策・児童福祉・母子（父子）福祉の充実

少子化対策

□ 各家庭の子育ての負担感を軽減し、保護者の就労と子育ての両立を図るために、保育所をはじめとする各種子育て支援施設の運営・管理及び保育サービスの充実に取り組めます。

- 園児健診事業 子育て支援課
- 保育所運営・管理事業 //
- 保育所整備事業 //
- 幼稚園運営・管理事業 学校教育課

□ 幼児教育を推進し通園にかかる経済的負担の軽減を図るために、私立幼稚園への通園奨励に取り組めます。

- 私立幼稚園等就園奨励補助事業 学校教育課

□ 児童生徒が放課後健全に過ごすことができるよう、児童館、放課後子ども教室及びちびっこ広場の適切な運営・管理に取

り組みます。

- 児童館運営・管理事業
- 放課後子ども教室運営事業
- ちびっこ広場管理事業

子育て支援課
学校教育課
都市計画課

□ 子育てに関する様々な不安や悩みを気軽に話せる地域や仲間づくりを推進するとともに、子育てに関する情報提供体制を充実し、子どもたちが健全に成長するために、子育て支援施設や療育施設の適切な運営・管理に取り組みます。

- 家庭児童相談事業
- 子育て支援センター運営事業
- ファミリー・サポート・センター運営事業
- 療育施設運営・管理事業

子育て支援課
"
"
"

□ 不妊に悩む夫婦に対し、治療費の一部助成に取り組みます。

- 不妊治療費助成事業

健康推進課

児童福祉

□ 各家庭の子育ての経済的負担感を軽減するために、子どものための手当の支給、子ども医療費の支給に取り組みます。

- 子ども医療費支給事業
- 子どものための手当支給事業

保険年金課
子育て支援課

母子（父子）福祉

□ 母子（父子）家庭の自立生活安定の向上を図るために、児童扶養手当や遺児手当の支給などを通じた支援に取り組みます。

- 遺児手当支給事業
- 児童扶養手当支給事業

子育て支援課
"

□ 経済的・社会的に不安定な母子（父子）家庭を対象に、医療費の支給に取り組みます。

- 母子家庭等医療費支給事業

保険年金課

□ 経済的・社会的に不安定な母子家庭等の自立を目指して、母子家庭の相談、給付金の支給や母子生活支援施設・助産施設への入所の実施などを通じて日常生活の支援に取り組みます。

- 母子自立支援相談事業
- 母子家庭自立支援給付金支給事業
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 母子生活支援施設・助産施設事業

子育て支援課
"
"
"

母子保健

□ 母子の健康を守り、健やかに生活できるよう、関係機関と連携を図り、乳幼児健診や訪問指導など母子保健活動に取り組みます。

- 妊婦乳児等委託健診事業 健康推進課
- 乳児健康診査事業 //
- 幼児健康診査事業 //
- 母子健康教育事業 //
- 母子健康相談事業 //
- 母子訪問指導事業 //
- 母子保健推進事業費 //
- 母子歯科保健事業 //
- こんにちは赤ちゃん事業 //

ア 2 204 障害者（児）福祉の充実

□ 障害者自立支援法等に基づき、障害の種類にかかわらず共通の福祉サービスを実施し、障害者の自立支援に取り組みます。

- 障害者自立支援給付事業 社会福祉課
- 障害者地域生活支援事業 //

□ 障害者（児）が円滑な日常生活を送ることができるよう、各種手当の支給を行うとともに、通院など日常の移動にかかる交通費の負担軽減等に取り組みます。

- 心身障害者（児）手当支給事業 社会福祉課
- 特別障害者手当支給事業 //
- 福祉タクシー料金等助成事業 //

□ 障害者（児）が医療を受ける際の経済的負担を軽減するために、医療費の支給に取り組みます。

- 障害者医療費支給事業 保険年金課
- 精神障害者医療費支給事業 //

□ 障害者（児）の入所、自立に向けた訓練や働く場を確保するため、広域的な連携により障害者福祉施設の運営に取り組みます。

- 障害者施設事業負担金【広域的事業（尾張中部福祉圏構成市町）】 社会福祉課

- | | |
|---|--|
| <p>□ 居宅において日常生活を営むことが困難な高齢者の暮らしを守るために、老人保護措置の適切な運用に取り組みます。</p> <p>● 老人保護措置事業</p> | <p>高齢福祉課</p> |
| <p>□ 広域的な連携により整備した特別養護老人ホームの建設費や用地費の借入金償還金等を負担し、要介護状態の高齢者が安心して生活ができるよう取り組みます。</p> <p>● 特別養護老人ホーム建設費負担金【広域的事業（尾張中部福祉圏構成市町）】</p> | <p>高齢福祉課</p> |
| <p>□ 高齢者の安全を確保するため、緊急通報システムの適切な運用に取り組みます。</p> <p>● ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業</p> | <p>高齢福祉課</p> |
| <p>□ 高齢者が円滑な日常生活を営めるように、デイサービスや配食等のサービス、介護用品の支給などに取り組みます。</p> <p>● 在宅高齢者各種生活支援事業</p> <p>● 在宅老人デイサービス事業</p> <p>● 高齢者配食サービス提供事業</p> <p>● 在宅高齢者各種助成事業</p> <p>● 介護用品支給事業</p> | <p>高齢福祉課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> |
| <p>□ 高齢者の長寿を祝うために、敬老事業実施に取り組みます。</p> <p>● 敬老事業</p> | <p>高齢福祉課</p> |
| <p>□ 高齢者の就労や社会参加を促進するために、シルバー人材センターの運営等を通じて社会参加の機会提供に取り組みます。</p> <p>● シルバー人材センター運営費等補助事業</p> | <p>高齢福祉課</p> |
| <p>□ 高齢者が相互に交流するなど生きがいづくりのため、西枇杷島老人福祉センター（西枇杷島福祉センター）、西枇杷島生きがいセンター（にしび創造センター）、新川福祉センター、春日老人福祉センターの適切な運営と管理に取り組みます。</p> <p>● 西枇杷島老人福祉センター（西枇杷島福祉センター）運営・管理事業</p> <p>● 西枇杷島生きがいセンター（にしび創造センター）運営・管理事業</p> <p>● 新川福祉センター運営・管理事業</p> <p>● 春日老人福祉センター運営・管理事業</p> | <p>高齢福祉課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> |

□ 後期高齢者医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の保持増進を図るため医療費の支給に取り組みます。

- 後期高齢者福祉医療費支給事業

保険年金課

ア	2	206 社会保障の機能強化
---	---	---------------

国民健康保険

□ 国民健康保険を長期的に維持していくために、市民の健康管理や疾病の予防等、関係機関との連携により医療費の適正化を図り、安定的な国民健康保険事業の運営に取り組みます。

- 国民健康保険特別会計繰出金

保険年金課

□ 国民健康保険税の適正確保と収納率向上を図るために、滞納者に対する適切な納税指導に取り組みます。

- ◆ 納税指導の実施

収納課・保険年金課

介護保険

□ 介護保険制度の適正な運用を図り、制度会計の健全で安定した財政を維持するため、介護保険料の確保に努めます。併せて需給状況を精査し、サービス水準と料金水準の適正化に取り組みます。

- 介護保険特別会計繰出金

高齢福祉課

後期高齢者医療

□ 高齢期における医療の確保を図るため、後期高齢者医療制度の適切な運営に取り組みます。

- 後期高齢者医療特別会計繰出金

保険年金課

国民年金

□ 市民の年金受給権を確保し、健全な国民生活の維持及び向上を図るため、年金制度の趣旨徹底に取り組みます。

- ◆ 年金制度に関する情報提供

保険年金課

生活保護・低所得者支援

□ 国民の権利としての健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護等公的扶助制度に基づいた支援を行うとともに、災害被災時の生活支援に取り組みます。

- 生活保護扶助事業
- 災害援護資金利子補給等事業
- 福祉給付金支給事業

社会福祉課

//

保険年金課

離職者への生活支援

- きびしい雇用失業情勢に対応するため、地域の求職者の方々に対して国の交付金により県に創設された基金を活用した短期の就業・雇用機会の創出に取り組みます。

- ふるさと雇用再生特別基金事業
- 緊急雇用創出事業基金事業

全庁
〃

ア 2 207 青少年の健全育成

- 青少年が直面する様々な問題に対して初期の段階で防止できるよう青少年教育を推進するとともに、家庭教育の大切さについての啓発に取り組みます。

- 青少年教育推進事業
- 家庭教育推進事業

生涯学習課
〃

- 児童生徒・青少年が、相互に交流する機会を提供するために、各種学習活動を支援するとともに、成人式の開催や子ども会の活動などに対する支援に取り組みます。

- 成人式開催事業
- 平和学習研修事業
- 子ども会活動費補助事業

生涯学習課
〃
スポーツ課

ア 2 208 消費者利益の擁護・増進

- 消費者利益を擁護・増進するため、相談事業や啓発活動に取り組みます。また、金融信用貸付制度の適正な運用に取り組みます。

- 市民金融信用貸付事業
- 消費者生活相談窓口の設置

産業課
〃

A 2 209 自治・コミュニティ活動の振興

- 市民の地域社会への愛着を強め、身近な地域の中で「顔の見える関係」を構築するために、コミュニティ活動推進に取り組みます。

- コミュニティ活動推進事業
- ◆ 市民と行政が一体となってまちづくりを担う「協働型社会」に対応したブロック規模活動の推進

防災行政課
〃

- 市民の交流を促進し地域活動を活発にするために、西枇杷島会館、清洲コミュニティセンター、公民館の適切な運営と管理に取り組みます。

- 公民館運営・管理事業
- 西枇杷島会館管理事業
- 清洲コミュニティセンター管理事業

生涯学習課
西枇杷島支所
清洲支所

ア	2	210 ボランティア・NPO活動の振興
---	---	---------------------

□ 市内で活動するボランティアの支援に取り組みます。

- 社会福祉協議会事業費補助事業

社会福祉課

ア	2	211 男女共同参画社会の推進
---	---	-----------------

□ 男女共同参画社会についての理解が深まるよう教育の推進を図るとともに、女性の意見がより地域の政策や方針に反映されるよう各種審議会や委員会への女性の登用促進に取り組みます。

- 男女共同参画社会教育推進事業
- ◆ 審議会委員等への女性の登用促進

生涯学習課
全庁

イ：市の個性を伸ばす取組み

3 水と緑に恵まれるうるおいのあるまちづくり

イ 3 301 環境保全・資源循環型まちづくりの推進

- 自然環境を美しく保ち、緑化を推進し、ごみなど投棄物のないまちをつくるために、環境美化の推進に取り組みます。
 - 環境美化推進事業 生活環境課
 - みどりの少年団活動事業 産業課
 - 五条川ふるさとの川整備事業【広域的事業（国・県）】 土木課

- 水質、臭気、騒音について環境保全調査を行い、公害監視体制の充実に取り組みます。
 - 環境保全調査事業 生活環境課

- 地球温暖化防止、二酸化炭素削減を推進し、環境に負荷の少ない循環型社会の構築に向けて取り組みます。
 - 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 生活環境課
 - 緑のカーテン設置事業 //

イ 3 302 公園・緑地の充実

- 身近な場所で余暇を楽しむ機会を増やすために、街区公園の整備や河川周辺における緑地の整備に取り組みます。
 - 都市公園管理事業 都市計画課
 - 都市公園整備事業 //

イ 3 303 水と緑のネットワークの形成

- 水辺空間を安らぎや自然とのふれあいの場として活用できるよう、環境美化活動に取り組むとともに、庄内川、新川、五条川を中心とした市内主要河川における河川沿い歩道の整備、管理及び活用に取り組みます。
 - 水辺の散策路事業 企画政策課
 - 河川歩道整備・管理事業 生活環境課・土木課
 - かわまちづくり事業 都市計画課

イ 3 304 都市近郊農業の振興

- 都市近郊にふさわしい農業の生産性向上・質向上を図るため、生産農家に対する特産物づくり支援などに取り組みます。

- 農業振興補助事業 産業課
- 生産調整助成事業 //
- 農地・水・環境保全向上対策活動支援事業 土木課

□ 農地における集中豪雨時の水害防止を図るため土地改良や用排水路等の整備に取り組みます。

- 土地改良事業 土木課
- 用排水施設維持管理事業 //
- 用排水施設整備事業 //
- 農業施設緊急防災事業負担金【広域的事業（県・稲沢市）】 //

□ 市民が土に親しみながら作物の栽培を楽しみ収穫の喜びと自給意識といった様々な役割に理解を深められるようレジャー農園の管理に取り組みます。また、食育に関する施策を推進するとともに、伝統野菜を活用した食文化の伝承に取り組みます。

- レジャー農園事業 産業課
- 農業体験塾事業 //
- 食育推進事業 //

イ：市の個性を伸ばす取組み

4 便利で快適に暮らせるまちづくり

イ 4 401 市街地整備の推進

- 鉄道駅周辺における商業・業務機能の立地等を目指して、JR清洲駅、名鉄新清洲駅、名鉄須ヶ口駅及び名鉄丸ノ内駅において、土地区画整理事業をはじめとする駅周辺整備の推進に取り組みます。

- JR清洲駅前周辺整備事業 地域開発課
- 名鉄新清洲駅北周辺整備事業 //
- 名鉄須ヶ口駅周辺整備事業 //
- 名鉄丸ノ内駅周辺整備事業 //

- 市街化区域に残る低未利用地については、土地区画整理事業等の基盤整備を導入し、道路などの公共施設整備と土地利用の効率化を促進し、快適で良好な市街地整備の推進に取り組みます。

- 清須市清須春日学校橋西土地区画整理事業 地域開発課
- 清須市清須春日新橋西土地区画整理事業 //

イ 4 402 都市景観整備の推進

- 市街地における優良な景観形成を図るために、街路樹・植樹帯の適切な維持管理に努めるとともに、規制・誘導策の推進による都市景観整備に取り組みます。

- 都市計画・景観整備調査事業 都市計画課
- 街路樹・植樹帯維持管理事業 //

イ 4 403 道路・橋りょうの充実

道路

- 市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するために、街路整備に取り組みます。

- 街路整備事業【広域的事業（国・県）】 都市計画課

- 流域下水道事業に関連し、下水道施設の整備にあわせ、歩道の設置などの道路改良を行うとともに、道路排水施設の整備や舗装修繕工事に取り組みます。

- 流域下水道関連道路改良事業【広域的事業（国・県）】 土木課
- 流域下水道関連道路排水整備・舗装修繕事業【広域的 //

事業（国・県）】

□ 人にやさしいまちづくりを推進し、歩行者や自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、生活道路への側溝整備、維持補修など市道の適切な維持管理に取り組みます。

- 用地測量調査等委託事業 土木課
- 道路草刈・清掃事業 //
- 道路維持補修事業 //
- 道路改良事業 //
- 道路側溝新設事業（用水暗渠化事業） //
- JR 枇杷島駅東西自由通路維持管理事業 //

橋りょう

□ 市内河川等を横断する橋りょうの改築と適切な維持管理に取り組みます。

- 橋梁改築事業 土木課

イ 4 404 公共交通の充実

□ 市民の交通移動における利便性を高め、安全で快適な公共交通の充実に取り組みます。

- コミュニティバス事業 企画政策課
- 鉄道駅バリアフリー化事業【広域的事業（鉄道事業者）】 都市計画課
- 名古屋鉄道高架化事業【広域的事業（国・県・鉄道事業者）】 //

イ：市の個性を伸ばす取組み

5 歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり

イ 5 501 学校教育の充実

- 日常生活の体験的・実践的な活動を積極的に取り入れた道徳教育を実施するなど特色ある学校づくりに取り組みます。
 - 特色ある学校づくり事業 学校教育課
 - ◆ 地域の人材・資源を活かした学校教育の推進 //

- 児童・生徒の外国語教育と国際理解を推進するため、外国語教育等の充実に取り組みます。
 - 外国人英語講師招致事業 学校教育課

- 部活動の場を通じ、子どもの安全性に配慮しながら、心身ともに健やかな児童・生徒の育成に取り組みます。
 - 小学校教育振興助成事業 学校教育課
 - 中学校教育振興助成事業 //

- 児童・生徒や保護者からの悩み等に気軽に相談できる教育相談体制の充実を図るため、適応指導教室の運営などに取り組みます。
 - 適応指導教室事業 学校教育課
 - スクールカウンセラー配置事業 //

- 児童・生徒の良好な教育環境の維持及び家庭での生活様式の変化に対応するため、小中学校のトイレ洋式化や太陽光発電施設の設置など義務教育施設の整備・管理に取り組みます。
 - 小学校管理事業 学校教育課
 - 小学校整備事業 //
 - 中学校管理事業 //
 - 中学校整備事業 //

- 子どもたちが食べ物大切さを学びながら、栄養バランスのよい食生活のもとで充実した学校生活を送ることができるよう、安全・安心な学校給食の実施に取り組みます。
 - 学校給食センター運営・管理事業 学校給食センター
 - 学校給食センター改修事業 //
 - 学校給食センター整備事業 //

- 義務教育を均一に受けられるよう、経済的理由等によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象とした支援

に取り組みます。

- 小学校要・準要保護児童援助事業
- 中学校要・準要保護生徒援助事業

学校教育課
〃

□ 保護者の経済的負担を軽減するため、授業料などの補助事業に取り組みます。

- 私立高等学校授業料補助事業
- 愛知朝鮮学園教育補助事業
- 小学校特別支援学級就学奨励費補助事業
- 中学校特別支援学級就学奨励費補助事業

学校教育課
〃
〃
〃

□ 小中学校への入学や卒業を祝うために、祝品事業に取り組みます。

- 小学校入学祝品事業
- 小学校卒業記念品事業
- 中学校入学祝品事業
- 中学校卒業記念品事業

学校教育課
〃
〃
〃

イ 5 502 生涯学習の充実

□ 市民の余暇の多様化や学習意欲の高まりに対応するため、公民館等における各種学習講座の充実などに取り組みます。

- 生涯学習推進事業

生涯学習課

□ 市民の読書を通じた学習意欲に応えるために、図書館の整備・運営に取り組みます。また、望ましい図書環境の実現に向けた環境整備に取り組みます。

- 視聴覚ライブラリー推進事業
- 図書館整備事業
- 図書館運営・管理事業（指定管理）

生涯学習課
〃
〃

□ 平和の大切さを学習する機会の提供と、平和に関する啓発活動に取り組みます。

- 平和祈念事業

社会福祉課

イ 5 503 文化・芸術活動の振興

□ まちの文化的な活動を喚起し、市民相互の交流を促進するために、「尾張西枇杷島まつり」「新川やると祭」「清洲城ふるさとまつり」「春日五条川さくらまつり」など地域に根ざした

イベントの開催に取り組みます。

- 尾張西枇杷島まつり補助事業 産業課
- 清洲城ふるさとまつり補助事業 //
- 新川やると祭補助事業 //
- 清須五条川さくらまつり補助事業 //

□ 市内の文化・芸術活動が継続して活発に行われるよう、市民の文化活動や文化団体支援に取り組みます。

- 文化活動振興事業 生涯学習課
- 文化協会運営費等補助事業 //

□ 地域に根ざした芸術・文化の発信拠点として、芸術・文化の活性化に取り組みます。

- 美術館運営・管理事業（指定管理） 生涯学習課

イ 5 504 文化財保護の推進

□ 市に残されている貴重な史料を後世に継承するため文化財の補修や保護に努めるとともに、にしび問屋記念館などの歴史文化施設運営に取り組みます。

- 歴史資料展示室管理事業 生涯学習課
- 西枇杷島問屋記念館管理事業 //
- 指定文化財修理等補助事業 //

□ 市民の多くが文化財等の価値を理解し、尊重する意識を醸成するために、文化財の公開等を通じた啓発活動に取り組みます。

- 文化財保護啓発事業 生涯学習課

イ 5 505 スポーツ・レクリエーション活動の振興

- | | |
|--|--|
| <p>□ 市民がスポーツを通じて異なる世代が交流し、心身の健康を保つことを目指して、体育大会等の開催支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども会体育大会等振興事業 | <p>スポーツ課</p> |
| <p>□ 市民のスポーツ活動をより活発にするために、スポーツ団体の活動支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ関係団体運営費等補助事業 ● 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業 | <p>スポーツ課</p> <p>〃</p> |
| <p>□ 市民がスポーツを楽しめる機会を確保するため、各種スポーツ・レクリエーション施設の運営・管理に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新川体育館運営・管理事業 ● 新川地域文化広場（カルチバ新川）管理事業（指定管理） ● 西枇杷島野球場管理事業 ● テニスコート管理事業 ● 夜間照明管理事業 ● 清須市勤労福祉会館（アルコ清洲）管理事業（指定管理） | <p>スポーツ課</p> <p>スポーツ課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> |

イ	5	506 地域間・国際交流の振興
----------	----------	------------------------

地域間交流

- | | |
|---|--------------|
| <p>□ 歴史・文化的な関わりのある地域との友好関係をもとに市民の地域間交流を推進し、広い視野をもった人材育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域間交流事業 | <p>企画政策課</p> |
|---|--------------|

国際交流

- | | |
|--|--------------|
| <p>□ 友好姉妹都市（スペイン・ヘレス市）との交流や、愛知万博を契機として生まれた交流の継承等により、市民の国際交流を推進し、広い視野や国際的感覚をもった人材の育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流事業 | <p>生涯学習課</p> |
| <p>□ 国際的感覚をもった人材の育成を目指して、海外への中学生派遣による人材育成に取り組みます。</p> | |

イ：市の個性を伸ばす取組み

6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり

イ 6 601 商業・工業の振興

□ 商工業経営を円滑に行うことができるよう、商工会等に対する補助や商工業事業者への金融的支援に取り組みます。

● 中小企業金融対策事業

産業課

● 商工会等補助事業

〃

● 高度先端産業立地奨励事業

〃

□ 美濃路の個性を活かした商店街の活性化支援に取り組みます。

● 空店舗活用等商店街活性化事業

産業課

イ 6 602 観光の振興

□ 市への来訪者を増やすため観光団体への支援に取り組みます。

- 観光協会運営費等補助事業

産業課

□ 市への来訪者が清洲城などの観光施設において快適に過ごすことができるよう、施設の適切な管理に取り組みます。

- 清洲公園管理事業
- 清洲ふるさとのやかた管理事業
- 清洲城運営・管理事業
- 歴史ガイドボランティア事業

産業課

〃

〃

〃

イ：市の個性を伸ばす取組み

7 新しい時代に対応した参加と交流のまちづくり（市民参加と行政運営）

イ 7 701 市民参加の推進

- 市広報紙やホームページなどの各種媒体を通じて、市民が必要とする情報の積極的な公表に取り組みます。
 - 広報紙発行事業 人事秘書課
 - インターネット広報事業 //
 - 市政記録映画制作委託事業 //
 - 市政要覧作成事業 //

- 声のポストや行政出前講座などを通じた広聴活動の充実に取り組みます。
 - 声のポスト事業 人事秘書課
 - 行政出前講座実施事業 企画政策課

- 選挙時の投票率が向上するよう、選挙に関する常時啓発活動に取り組みます。
 - 選挙常時啓発事業 防災行政課

- 市民生活に関わりのある計画等を策定する際には、アンケートやパブリックコメント制度などの手法を活用して市民意向の把握に努めるとともに、市民が検討に参加する機会をつくり、行政への市民参画推進に取り組みます。
 - ◆ 各種計画等の策定における市民参画機会の確保 全庁

- 各種行政分野において市民活動との連携を模索し、行政と市民の協働によるまちづくりに取り組みます。
 - アダプト・プログラム事業 企画政策課
 - ◆ 各種行政分野における市民との協働 全庁
 - ◆ 清須市としての一体感の醸成 全庁

イ 7 702 電子自治体の推進

- 市役所庁舎や出先機関のオンライン化による行政ネットワークづくりと高度情報化に対応したシステム運用の効率化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上に取り組みます。

- 総合行政ネットワーク事業
- 高度情報化推進事業

企画政策課
〃

イ	7	703 行政運営の合理化
---	---	--------------

- 市の業務範囲の見直しと業務の再構築を進め、持続性のある行政運営の確立に取り組みます。

- ◆ 行政改革の推進

企画政策課

- 職員の人材育成、資質向上及び能力開発に取り組みます。

- ◆ 人事評価制度の運用

人事秘書課

- 公共施設の再構築を進めるとともに、施設の計画的な維持更新を図っていくための大規模改修等に取り組みます。

- ◆ 公共施設の再編

企画政策課

平成24年2月16日

清須市長 加藤 静治 様

清須市総合計画審議会
会長 牧野 香三
(職印省略)

第1次 清須市総合計画の見直しに向けて (提言)

平成17年7月7日に西枇杷島町、清洲町、新川町が合併して清須市が誕生しました。そして、平成21年10月1日には、清須市と春日町が合併して現在に至っています。こうして、2度の合併を経た清須市の行政運営の基本的な指針となるのが合併時に策定された「新市建設計画」と「新市基本計画」、そして、「総合計画」です。

今回、この総合計画が10年間の中間年度を迎えるに当たって、私たちは改めて総合計画に基づくまちづくりを振り返るとともに現在の社会の状況を見詰め直しました。こうした中で特に、東日本大震災が及ぼした未曾有の被害は、私たちに、安全で安心なまちづくりの必要性について再認識を迫るものでした。また、更なる少子高齢化の進展や環境保全に対する対応も欠かせません。

審議会を開催する中で、各委員から多くの意見がありました。立場によって考え方が異なる面もありますが、何れも市民として我が清須市への強い思いから寄せられた意見です。こうした意見が、総合計画後期5年間のまちづくりの一助となることを期待して提言します。

記

1 安全・安心で自然が息づくまちづくり

防災における市の役割と地域の役割の明確化
地域住民を対象とした防災教育の実施と啓発
緊急避難場所の確保や避難路の確認支援
災害時の要援護者の把握及び台帳登録の促進
在住外国人向けの防災情報の伝達手段の確保

2 健康で思いやりのあふれるまちづくり

独居高齢者や寝たきり高齢者の安否確認の充実
障害者相談窓口の充実、雇用対策の実施など、障害者福祉の拡充

公共施設のバリアフリー化の推進

- 3 水と緑に恵まれるうるおいのあるまちづくり
市と市民との協働による庄内川・新川・五条川の環境美化の推進
緑化活動を通じた豊かな水辺環境の保全
地球温暖化防止、二酸化炭素の削減を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 4 便利で快適に暮らせるまちづくり
大都市近郊である本市の特性を活かした、市街地・幹線道路の整備
交通弱者の市内移動に配慮した地域公共交通の確保
- 5 歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり
愛知県への清洲貝殻山貝塚資料館の整備要望
図書館の活用と美術館の更なる活用
学校教育・地域等を通じた、歴史文化資産の次世代への伝承
- 6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり
歴史文化資産を活用した観光事業等を通じての地域振興
清洲城、美濃路の情報発信の継続、清洲宿など他の歴史資源の情報発信の強化
企業誘致、市内中小企業支援及び空き店舗活用などを通じた産業振興
- 7 新しい時代に対応した、参加と交流のまちづくり
地域の絆の醸成と各地区の行事の統合等による更なる一体感の醸成
協働の仕組みづくり
市役所組織の横断的な連絡体制の整備（縦割行政の解消）
公平性の観点からの適正な受益者負担の推進
公共施設の統廃合の推進